

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立長津小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺など、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある深刻な問題である。また、近年のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係諸機関の力も積極的に取り込み、社会総がかりで解決することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童生徒が「いじめをしない。」という強い気持ちを持ち、その所属する集団の中で、「いじめをさせない。許さない。」という態度や姿勢を示すことができるようにすることが肝要である。

学校いじめ防止基本方針（以下「学校の基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法、愛媛県や四国中央市の「いじめ防止のための基本的な方針」の改定を受け、平成30年2月に見直し、改訂を行った。校長のリーダーシップの下、いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりうるという危機意識と、被害者の立場に立ち、いじめは絶対に許さないという共通意識をもって、いじめの防止等のための対策を組織的・計画的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

○いじめの未然防止を図る。

○いじめを早期に発見し、事実確認を行い、早期解決を図る。

○いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援に全力を尽くす。

○いじめを行った児童に対する指導又は保護者に対する助言を適切に行う。

- ・ 児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよういじめを防止する。
- ・ 全ての児童がいじめを行わず、他の児童へのいじめを認識しながら放置することのないよう、いじめの心身への影響等のいじめ問題への理解を深める。
- ・ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係諸機関と連携し、いじめ問題の克服を目指す。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法より）

児童等は、いじめを行ってはならない。（第4条）

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法（第2条））

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈することのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景における事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断するものとする。

(4) いじめの態様

- ① 冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずし、集団による無視をされる。
- ③ ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(5) いじめ問題の理解

- ・ いじめは、どの子にも、どの学校においても起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- ・ いじめは力の優位—劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復して行われる。
- ・ いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。
- ・ いじめの衝動は発生させる原因には、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。いじめる側の心理を読みとり、対応の方向性への示唆を得たり、いじめの未然防止につなげたりすることが大切である。

2 いじめの未然防止等のための対策の内容に関する事項

- 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促し、「居場所づくり」「絆づくり」に努め、「自己有用感」を育て、互いの人格を尊重し合える児童を育てる。
- すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に参加・活動できる学校づくりをすすめる。
 - (1) 学級経営の充実
 - ・ 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級をつくる。
 - ・ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
 - ・ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。人権意識に欠けた言葉遣いに対しては毅然とした指導を徹底する。
 - ・ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - ・ 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
 - ・ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもって進める。
 - ・ 学級通信、積極的な家庭訪問や対話により、保護者との信頼関係を構築し、よきパートナーシップを形成する。
 - (2) 人権・同和教育の充実
 - ・ 教職員一人一人が差別の現実から深く学び、人権意識を高め、いじめをはじめとする人権問題解決への確固たる姿勢を確立する。
 - ・ 全教育活動で人権尊重の精神を貫き、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や思いやりの心、他人の痛みがわかる心を育てる。
 - ・ 全ての児童が喜びをもって参加できる学校づくりに努め、いじめや不登校等の解決に取り組む。
 - ・ 自分も周りの人もかけがえのない存在であることを実感できる学級・学校の環境づくりに努めながら、児童一人一人を大切にしたい指導を通して、確かな学力を身に付けさせる。
 - ・ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めながら、戒め合い、支え合う仲間意識を育て、いじめや差別を許さない集団づくりを徹底する。
 - (3) 道徳教育の充実
 - ・ いじめを題材とした学習を指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を高める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
 - ・ すべての教育活動を通して、思いやりや生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
 - ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - (4) 体験活動の充実
 - ・ 子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られるような行事を企画、実施する。

- ・ 福祉体験やボランティア体験等「生きた社会」とのかかわりが得られる体験活動を発達段階に応じて体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
 - ・ いじめや不登校を防止するため、構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等のよりよい人間関係を育てるプログラムを活用し指導する。
- (5) 児童生徒の主体的な活動（児童会活動）
- ・ 子どもたちが、自分たちの問題として自主的・自発的にいじめの予防と解決に取り組めるよう、代表委員会や学級会の議題に取り上げる等、児童会の活動を活性化する。
 - ・ 人権集会や交流学习など、児童が主体的に参加したり体験したりする活動の工夫を通して教育内容の充実に努める。
 - ・ 自ら参加し、体験して学ぶ活動を通して、仲間意識を高め、協力し合って、身の回りにある様々な人権問題の解決に向けて取り組む意欲や技能・態度を育てる。
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）
- ・ 学力向上推進計画に基づき、一人一人を大切に「分かる授業」づくりを進める。
 - ・ 一人一授業の実践を重ね、学び合う研修を行うことで、授業力の向上を図る。
 - ・ 「分かる授業」「楽しい授業」を目指し、子どもたちの学び合いを保障する。
 - ・ 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- ・ いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
 - ・ 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
 - ・ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンタープログラム、ピア・カウンセリング、アサーション・トレーニング、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し学習する。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）
- ・ 日常生活の中での教職員の声かけ・ふれあい等を大切に、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくり、教職員と子どもたちとの信頼関係を築く。
 - ・ 毎月生活アンケートを実施し、児童の実態把握に努め、早期発見、早期解消を図る。
 - ・ 学校全体として定期的な教育相談を実施するとともに、子どもが希望をするときにはハートなんでも相談員等にいつでも相談ができる体制を整える。
 - ・ いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導する。
 - ・ 学校へのいじめの訴えや相談方法を児童・家庭・地域に周知する。
 - ・ 関係機関へのいじめの訴えや相談方法を児童・家庭・地域に周知する。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ・ 児童がインターネット上で行った行為により、どんな危険が及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、児童のリスクを減少させる。
 - ・ 保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守る。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。
 - ・ 外部講師による児童・保護者対象の学習会を開催し、未然防止に努める。

- ・ 深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談する。
- (10) 発達障害等への共通理解
- ・ 障害のある子どもがいじめを受けている時、その子ども自身が「抵抗する」「いじめの状況を適切に周囲の者に伝える」等、自分から助けを求める行動を起こすことが難しい場合が多い。
 - ・ いじめの発生場所は、学校内だけでなく、子どもの下校時や帰宅後、休日等に居住地域でも起こる場合が考えられる。このようなことから、障害のある子どもに対するいじめは、隠匿性が高く、陰湿化しやすい傾向にあり、発見の遅れによって、より深刻な人権侵害事象となる可能性がある。
 - ・ 子どもとの日々のかかわりの中で、「理由のはっきりしないあざやけががある」、「原因はわからないが怯えているように見える」、「決まった場所に行きたがらない」等、少しでも普段と異なる様子が見られたとき、教職員間で連絡を密にし、情報を共有し迅速に対応する。
- (11) 校内研修の実施
- ・ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心にいじめを生まない土壌づくりのために人権・同和教育、道徳教育、体験教育、特別活動等の充実を図り、組織的に取り組む。
 - ・ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
 - ・ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行き、学校全体で組織的に対応する。
 - ・ 教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けられるよう、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。
 - ・ 初任者等の若い教職員に対しては、校内のOJTが円滑に実施されるよう配慮する。
- (12) 学校相互間の連携協力体制の整備
- ・ いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍しない場合でも、いじめを受けた児童・保護者への支援及びいじめを行った児童・保護者への指導・助言が適切に行えるよう学校相互間の連携協力体制を整備する。
 - ・ 深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等との緊密な連携を図りながら対応する。
 - ・ 日頃からも連携に努め、深刻な事案が発生した時の連携プレーを機能させる。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

- (1) 名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、ハートなんでも相談員（必

要に応じて該当関係教職員）で構成する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための措置

- ・ 日記やチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。
- ・ いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

イ アンケート等調査の工夫

- ・ いじめを含めた「生活アンケート」を学校全体で計画的に取り組む。アンケートの集計や分析は、担任・生徒指導主事を中心に複数の教員であたる。

ウ 相談活動の充実

- ・ 日常生活の中で教職員の声かけ（チャンス相談）等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- ・ 定期的に保護者対象の教育相談日を設けて、保護者が気軽に相談できるようにする。
- ・ 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を学校便りや学級便りで保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。
- ・ 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。
- ・ P T A 人権学習部を中心に、家庭でもいじめの防止につながる子育ての在り方などの研修が行われるよう働きかける。

オ 地域及び関係機関との連携

- ・ 学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。
- ・ 保護者から、市内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市教育委員会と十分に協議する。
- ・ 地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて連絡協議会を開催し、相互協力する体制を整えておく。
- ・ 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や青少年育成センターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。
- ・ いじめた児童のおかれた背景に、保護者の関わり不足等の家庭の要因が考えられる場合には、東予子ども・女性支援センターや福祉事務所、民生児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価においてその達成状況

を評価する。評価結果は、学校関係者評価委員会等でも検討し、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1学期 (夏休み)	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止委員会 (指導方針・指導計画等) 職員研修会(いじめ防止の対応を確認) 生徒指導情報交換 学校評価をもとに研修 いじめ問題への対応や教育相談に係る研修講座への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり PTA 総会(方針説明) なかま集会の実施 地区別懇談会で保護者啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート、日記 教育相談の実施 児童生徒の観察 教職員間の情報交換 学校評価アンケート 学校関係者評価委員会 個別懇談会
2学期	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止委員会(情報共有・2、3学期の計画) 生徒指導情報交換 職員研修会(事例研修) 	<ul style="list-style-type: none"> 学級、学年集団づくり 人間関係づくり 行事(運動会・音楽会等)をとおした人間関係づくり 人権・同和教育参観日で保護者啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの教育相談の実施 生活アンケート、日記 教育相談の実施 話し合い活動「学級の諸問題」 学校評価アンケート 個別懇談会
3学期	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価をもとに研修 いじめ防止委員会(本年度の反省、見直し) 生徒指導情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> 学級、学年集団づくり 人間関係づくり 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 小中の情報交換のための連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み明けの教育相談の実施 生活アンケート、日記 教育相談の実施 話し合い活動「学級の諸問題」 学校関係者評価委員会

(5) アンケートの実施

4 いじめが発生した場合の組織の設置(早期対応、認知したいじめに対する対処等)

- (1) 名称 「いじめ問題調査委員会」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、人権・同和教育主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター(必要に応じて該当関係教職員)で構成する。

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

- ・ いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめられている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ・ 保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・ 一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

- ・ いじめを受けた児童又はその保護者に対する必要な情報提供、支援

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

- ・ いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

エ 教育委員会への報告・連絡・相談

- ・ 学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の適切な支援を受け対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

- ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講ずる。

カ 懲戒

- ・ いじめを行った児童に対して、教育上必要があると認めるときは、学校教育法 11 条に基づき適切に懲戒を加えるものとする。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

- ・ 被害児童の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

- ・ 教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

- ・ 教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合)
 - ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手する。)
- * 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

- (1) 調査組織「学校いじめ問題調査委員会」を開く。
- (2) 対応
 - ・ 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・ 必要に応じて、外部機関と連携する。
- (3) 報告
 - ・ 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。
- (4) 調査協力
 - ・ 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。
- (5) 調査結果の提供
 - ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対し事実関係等その他必要な情報を提供する。
 - ・ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

- ・ いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。
- ・ いじめに関する項目を設けた自己評価・児童アンケート・保護者アンケートによる評価を行い、それらを元に校内研修及び学校関係者評価委員会等で協議する。結果と対策等を市教育委員会及び保護者に報告する。

7 ホームページでの公開について

- ・ 学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。
- ・ 入学時や各年度の開始時に児童・保護者・関係機関等に説明する。

8 資料（チェック表、リーフ、法など）

◆いじめ問題への取組チェックポイント◆

◎指導体制

- 学校長を中心に、全教職員がいじめ問題の解決に向けて一丸となって対応しているか。
- いじめについての研修会を開き、教職員間の共通理解を図っているか。
- 教師と児童、児童間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについて訴えたがあった時、問題を軽視することなく的確に対応しているか。特に「日頃から問題行動がない」、「学習成績がよい」等の理由から対応が不十分になっていないか。

◎教育相談

- 児童の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制が機能しているか。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。（秘密の保持）
- 教育相談体制が保護者にも十分に生かし、養護教諭や相談員等が得た情報を効果的に活用しているか。
- 児童の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行っているか。
- 必要に応じて、専門機関との連携を図っているか。
- 学校に配置されているスクールカウンセラーや相談員等が十分機能し、活用されているか。

◎教育活動

- 全教職員がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設けているか。
- 道徳や学活、朝や終わりの会等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っているか。
- 児童会等において、いじめの問題との関わりで適切な指導や支援を行っているか。
- 児童に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな上層を培う活動を積極的に推進しているか。

◎家庭・地域との連携

- PTA や地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けた地域ネットワークづくりに努めているか。
- 家庭に対して、いじめの問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校通信等を通じて家庭との緊密な連携を図っているか。
- 家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えているか。
- 必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っているか。

◆いじめ発見のチェックポイント（学校用）◆

◎朝の会

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。

◎授業開始時

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 周囲が何となくざわついている。
- 一人だけ遅れて教室に入る。
- 席を替えられている。

◎授業中

- 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
- 保健室によく行くようになる。
- グループ分けで孤立しがちである。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。

◎休み時間

- 教室や図書室で一人である。
- これまで一緒だったグループからはずれている。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 友達と一緒にいても表情が暗い。おどおどした様子で友達について行く。
- 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。

◎給食時

- 机を寄せて席を作ろうとしない。
- その子どもが配膳すると嫌がれる。
- 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける。)
- 食欲がない。
- 笑顔が無く、黙って食べている。

◎清掃時

- その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
- その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。
- 他の子どもと一人離れて清掃している。
- 皆の嫌がる分担をいつもしている。
- 目の前にゴミを捨てられる。

◎放課後

- 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- みんなの持ち物を持たされている。
- 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。

◎その他

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きされる。
- 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。
- 宿題や集金などの提出が遅れる。

◆いじめ発見のチェックポイント（家庭用）◆

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。(殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため)
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲が無くなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- いらいらして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家族から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険な物を隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友達が来なくなる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙・メール等がくる。
- 自己否定的な言動が見られる。
- 投げやりで集中力が無くなる。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

◆担任として学級経営を見直すチェックリスト◆

◎教師の言動

- 子どもの言い分に耳を傾けている。
- 子どものよさを見つけようとする。
- 人に迷惑をかける行動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- やたらと競争心をあおったり、個人の責任を集団に押しついたりすることがない。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 1日に1回は会話をするなど、どの子どもともかかわり合いをもっている。
- 教師自身が児童を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

◎授業時間・学級活動

- わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- どの子どもの発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。
- リーダーに協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

◎日々の生活

- 誤りを認め、許し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

◎教員同士の連携・保護者との連携

- 職員会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、子どもや学級の様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

◆学校における教師の人権感覚チェックリスト◆

◎朝の会

- 欠席や遅刻を早めに把握し、対処していますか。
- 遅刻した児童に前日や欠席・早退した児童に言葉かけをしていますか。

◎交友関係

- 児童の交友関係を把握していますか。
- 仲間はずしや嫌がらせ、暴力などを把握し、すぐに対処していますか。

◎授業

- 授業の開始、終了時刻を守っていますか。
- 空席の児童の確認をしていますか。
- 誰もが設備・器具等を公平に使えるように配慮していますか。
- 教師の期待とずれた児童の答えの発信を尊重しようとしていますか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと自尊心を傷つけるような言い方をしていませんか。
- 児童の失敗があった時、失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意していますか。

◎給食

- 「いただきます」「ごちそうさま」など食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりとさせていますか。
- 配膳や片付け等でいやな思いをする児童がいないように気を配っていますか。

◎清掃

- 清掃時間が始まったら素早く担当場所へ行き、一緒に清掃を行っていますか。
- いつも楽な仕事ばかりしている児童や、大変な仕事を押しつけられている児童がいないように気を配っていますか。
- 教室や廊下の黒板や掲示物に落書きはないか気をつけていますか。

◎児童に接する時

- 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいますか。
- 児童の同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していませんか。
- 児童の話を親身に聞いていますか。
- 児童を指導する際、人格を否定するような注意をしていませんか。
- 失敗が多い児童を先入観で悪く評価してしまうことはありませんか。
- 兄弟姉妹と比べて、ほめたりけなしたりしていませんか。
- 児童の欠点を見つけようとせず、よさに目を向けるように努力していますか。
- 失敗した児童のことを、他の学級で例として話していませんか。
- 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと児童の努力を認める言葉かけに心がけていますか。

◎帰りの会

- 明日の意欲につながるような言葉かけをしていますか。

◎その他

- 文書や懇談会などで使う言葉について配慮していますか。
- 個人情報の管理はしっかりできていますか。

() 月の生活アンケート

ねん くみ なまえ
年 組 名前 ()

- 1 あなたは、^{ともだち}友達が、
ア いつもいる ^{ときどき}イ 時々いる ウ いない
- 2 あなたは、^{わるぐち}からかいや^い悪口を^{おも}言われていやな思いをしたことが、
ア ある (どんなこと) ^いイ ない
- 3 あなたは、^{わるぐち}からかいや^い悪口を^{おも}言っ^ていやな思いをさせたことが、
ア ある (どんなこと) ^いイ ない
- 4 あなたは、^{なかま}仲間^{むし}はずしや無視をされたことが、
ア ある (だれに) ^いイ ない
- 5 あなたは、^{なかま}仲間^{むし}はずしや無視をしたことが、
ア ある (だれに) ^いイ ない
- 6 あなたは、^{ぼうりょく}暴力を^{きんぴん}ふるわれたり金品をとられたりしたことが、
ア ある (だれに) ^いイ ない
- 7 あなたは、^{ぼうりょく}暴力を^{きんぴん}ふるったり金品をとったりしたことが、
ア ある (だれに) ^いイ ない
- 8 ^{ながつしょうがっこう}長津小学校の^{ひと}人で、^{おも}いじめられて「^{ひと}つらい^み思いをしている人」を見たことが、
ア ある (だれ) ^いイ ない

- 9 あなたは、^{いま}今なやんでいることが、
ア ある ^いイ ない

ア ^{とも}友だち ^{がくしゅう}イ 学習 ^{いえ}ウ 家のこと ^{がっこう}エ 学校の行き帰り ^たその他

^{そうだん}なやみを相談しますか。 ア する (だれに) ^いイ しない

- 10 ^{こんげつ}今月、^{ともだち}友達、^{せんせい}先生、^{かぞく}家族の人などからほめてもらったり、^{ひと}みとめられたりしてうれしかったことをかきましょう。